

別表2 補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費	
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業				
定員 30 人以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
養護老人ホーム				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,200 千円	施設数		
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)				
定員 29 人以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサ				

	ービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400 千円	施設数	
	都市型軽費老人ホーム	520 千円	定員数	
	小規模な養護老人ホーム	520 千円		
	施設内保育施設	5,200 千円	施設数	
② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業				
定員 30 人以上の広域型施設等				
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 ※ただし、補助額の上限を一施設あたり5千万円とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 人以下の地域密着型施設等				
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※ただし、補助額の上限を	
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			

	小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサ ービス付き高齢者向け住 宅であって、特定施設入居 者生活介護の指定を受け るもの)		一施設あたり 5 千万円とす る。	
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	8,640 千円	施設数	
	都市型軽費老人ホーム	260 千円	定員数 ※ただし、補助 額の上限を一 施設あたり 5 千万円とする。	
	小規模な養護老人ホーム			
	施設内保育施設	2,600 千円	施設数	

備考

- ① 介護施設等の開設時、増床時及び再開発時（改築時）に必要な経費については、府が所管する施設は直接補助事業、これ以外の施設は間接補助事業
- ② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費については、直接補助事業